

札幌市立白石小学校

いじめ防止等基本方針

～全ての児童に楽しく豊かな学校生活を～



2026年5月改訂

第1章 いじめ防止のための本校の基本姿勢

1 基本理念と基本姿勢

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた児童を絶対に守り通す」という基本認識に立ち、本校全児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を背景にして、この「札幌市立白石小学校いじめ防止等基本方針」を策定した。

私たち教職員は、児童一人一人の立場に立ち、児童の心身の苦痛を真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って対応にあたらなければならない。

また、成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で自己への認識や他者理解を深めていく。学校や家庭には、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが求められており、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別することも重要である。

以下の、本校における「いじめ防止のための六つの基本姿勢」を常に意識し、いじめ防止の取組を行っていくこととする。

- ①学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ②児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する。
 - ③児童、教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
 - ④いじめ発見のためのスキルを身に付け、児童の変化を見逃さない。
 - ⑤いじめを早期に発見し適切な指導を行い、当該児童の安全を保証するとともに、いじめの早期解決に努める。
 - ⑥いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。
- ★学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあり、「心身の苦痛を感じているもの」から除外されることがなく、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察することが重要な場合も考えられる。いじめには多様な態様があることを念頭に置き、判断する必要がある。

◆「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

◆「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第2章 いじめ未然防止のための取組

1 児童に対して

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) 分かるできる楽しい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (3) 思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳や学級指導をはじめ全教育活動を通して育む。
- (4) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動で指導する。
- (5) 見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

2 教員に対して

- (1) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- (2) 児童が自己実現を図ることができるよう、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- (5) 児童一人一人の変化に気付くため、複数の目で見える機会を設けたり研修を行ったりする。
- (6) 児童や保護者からの話を受け止め、親身になって聞く姿勢をもつ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

3 学校全体として

- (1) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (2) 児童アンケート調査を年2回実施(6月・11月～シャポテンにて実施)し、学級活動「心の教室」にて個人懇談を実施する。また、その結果をいじめ防止等対策委員会で共有、教育的予防と早期発見、早期対応を確認し、それらを教職員全体で共有する。
- (3) 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深めたり、児童の変化に気付くスキルを身に付けたりして実践力を高める。
(「ピアサポート」「ゲートキーパー」研修等)
- (4) 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- (5) 「いじめ防止」に向けて、子どもたち自らが考えて行動できるよう自治的な活動を行う。
- (6) いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

4 児童・保護者・地域に対して

- (1) 「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) 「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることなど、いじめ防止を啓発する内容を学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。
- (3) 入学時及び各年度の開始時に児童の発達段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取り組みを推進する。
- (4) 同様に保護者や関係機関などに方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対するの共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制作りにつなげる。
- (5) 方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。
- (6) 小中一貫パートナー校、近隣幼稚園・保育園との交流や柏丘中学校区パートナー校（コミュニティースクール）の取組を推進し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有する。

第3章 いじめの早期発見・早期解決への取組、いじめへの対処について

I いじめの早期発見に向けて

- (1) 児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- (2) 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- (3) シャボテン等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- (4) シャボテンやいじめの早期発見のためのチェックリスト(23ページ)を活用し、児童の出しているサインや変化に気付くことができる。
- (5) 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるようアセスメントシートを活用する。
- (6) アセスメントシートについては、児童の進級・進学・転学にあたって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (7) いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

【学校組織】

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 教員によって、いじめに対する評価や対応が異なっていないか。
<input type="checkbox"/> 一人一人の子どもが安心して生活できるために統一したルールがつけられ、徹底するよう組織的に取り組んでいるか。
<input type="checkbox"/> 早期解決を急ぐあまり、いじめへの対応が原因や背景を探ることなく、表面的な指導や謝罪で終わっていないか。
<input type="checkbox"/> すべての職員が話しやすく気軽に相談しやすい職場の雰囲気はできているか。
<input type="checkbox"/> 子どもへの定期的なアンケートや、教員の研修を計画的に実施しているか。 |
|---|

【教員の自己チェックシート】

観 点	自身の言動
挨拶 健康観察	<input type="checkbox"/> どの子にも同じように明るい挨拶をしているか。 <input type="checkbox"/> 挨拶をする子どもの声の調子や表情の変化に注意を払っているか。 <input type="checkbox"/> 不調を訴える子どもの声をきちんと受け止めているか。
授業中	<input type="checkbox"/> 子どもを否定するような言動や態度で授業に臨んではいないか。 <input type="checkbox"/> 威圧的で乱暴な言葉遣いをしていないか。感情的に子どもを叱っていないか。 <input type="checkbox"/> どの子どもにも発表の機会を与えているか。 <input type="checkbox"/> できる子、できない子という先入観を持って接していないか。 <input type="checkbox"/> ひとりの子どものみを大勢の前で叱っていないか。 <input type="checkbox"/> 間違いや失敗を嘲笑する子どもや、学級の雰囲気を、そのままにしているか。
休み時間	<input type="checkbox"/> 子どもの表情や活動の様子から、友だち関係を把握しようとしているか。 <input type="checkbox"/> どの子にも同じ言葉遣いで接しているか。特定の子ともと遊んだり、話したりしていないか。

	<input type="checkbox"/> 子ども同士のトラブルを見て見ぬふりをしていないか。 <input type="checkbox"/> 「これは遊びだ」という子どもの言葉を鵜呑みにしてはいないか。
給食・清掃	<input type="checkbox"/> 給食・掃除当番等の公平な役割分担ができていないか。押しつけられている子どもはいないか。 <input type="checkbox"/> 意図的・計画的にグループに入り、会食をしているか。 <input type="checkbox"/> 清掃区域を必ず見回っているか。
その他	<input type="checkbox"/> 子どもたちを認め、ほめ、励ましているか。 <input type="checkbox"/> 良いことは良い、悪いことは悪いと、毅然とした姿勢で指導に臨んでいるか。 <input type="checkbox"/> 真面目に頑張る子どもが、生き生きと活動できる教室にしているか。 <input type="checkbox"/> 教室が潤いのある学習環境になるよう気を配っているか。 <input type="checkbox"/> 子どもの作品、掲示物、机等に落書きや破損が見られないか。 <input type="checkbox"/> 上履きなど、物がなくなったり、隠されたりすることはないか。 <input type="checkbox"/> いじめる子、いじめられる子を決めつけて見てはいないか。

【子どもチェックシート（いじめられる側・いじめる側）】

観 点	いじめられている側の様子・サイン
身 体	<input type="checkbox"/> 顔や体に傷やあざができていないか。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴える。保健室やトイレに行くことが多い。 <input type="checkbox"/> 表情が沈んで暗くなる。
表情や態度	<input type="checkbox"/> 話したがるが、話さない。 <input type="checkbox"/> わざとはしゃぐ（急に落ち込む）。 <input type="checkbox"/> ぼんやりした状態にいる。 <input type="checkbox"/> 視線を合わせない。うつむいている。 <input type="checkbox"/> 笑顔が少なくなり、表情が沈んでいる時間が多い。
行 動	<input type="checkbox"/> 登校時刻が始業ギリギリである。 <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える（理由を言いたがる）。 <input type="checkbox"/> 教室に入りたがる。授業に遅れる。 <input type="checkbox"/> 急に学習への意欲を失う。成績が低下する。 <input type="checkbox"/> 忘れ物や期限遅れの提出物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 当番活動や休み時間に、ぼつんと一人である場面が多い。 <input type="checkbox"/> 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる。 <input type="checkbox"/> 特定のグループと行動するようになる。 <input type="checkbox"/> 使い走りをさせられる。 <input type="checkbox"/> 食事を残す。食べないことが多い。 <input type="checkbox"/> からかわれることが多くなる。 <input type="checkbox"/> 無視されたり、遊びの仲間に入れなかったりする。 <input type="checkbox"/> 技をしかけられることがある。 <input type="checkbox"/> 発言に爆笑される。 <input type="checkbox"/> 仕事を押しつけられる。 <input type="checkbox"/> 食べものにいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 席を離される。席替えや集団行動で避けられる。 <input type="checkbox"/> 同じ役目ばかりさせられる。 <input type="checkbox"/> 学級の仕事や部活などを突然やめるなどと言い出す。

	<input type="checkbox"/> 学習道具を出さない(出せない状況にある)。 <input type="checkbox"/> 遊んでいる中で特定の子どもに不利な役ばかりが回る。 <input type="checkbox"/> ゲーム等のとき、特定の子どもの失敗に非難が激しくなる。 <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 <input type="checkbox"/> 集中して攻撃される。 <input type="checkbox"/> 一人だけからかわれている、何かさせられる。 <input type="checkbox"/> 発言に対して冷やかしゃやジを飛ばされる、無視される、周囲がざわつく。 <input type="checkbox"/> 発言を強要される。 <input type="checkbox"/> いつまでも学校に残っている(あわてて帰る)。
持ち物	<input type="checkbox"/> 紛失物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 持ち物が隠される。 <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える。 <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。 <input type="checkbox"/> 名前やあだ名の落書きが多くなる。
服装	<input type="checkbox"/> 服が汚れたり破れたりしている。 <input type="checkbox"/> ボタンが取れている。 <input type="checkbox"/> 服に靴の踏み跡がついている。

観 点	いじめる側の子どもの様子・サイン
行 動	<input type="checkbox"/> 暴力的な言動が目立つ。 <input type="checkbox"/> 金銭の使い方が派手になる。 <input type="checkbox"/> 時間にルーズになる。
持ち物	<input type="checkbox"/> 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく。 <input type="checkbox"/> 口数が少なくなる、学校や友達の話进行を避けるようになる。 <input type="checkbox"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。 <input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。 <input type="checkbox"/> おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる。 <input type="checkbox"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。
その他	<input type="checkbox"/> ふだん持っていない物を持っている。 <input type="checkbox"/> 友達を中傷する言動が目立つ。

【保護者向けチェックシート】

観 点	子どもの様子
行 動	<input type="checkbox"/> 朝なかなか起きてこない、登校を渋る、遅刻が多くなる。 <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下する。 <input type="checkbox"/> 「クラスを替わりたい」「転校したい」「部活動を辞めたい」などこぼす。 <input type="checkbox"/> 友達関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が頻繁になる。 <input type="checkbox"/> お金を持ち出したり、頻繁に要求したりするようになる。 <input type="checkbox"/> 「自分はダメだ」、「死にたい」など話すことがある。
表情や態度	<input type="checkbox"/> 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく。 <input type="checkbox"/> 口数が少なくなる、学校や友達の話进行を避けるようになる。 <input type="checkbox"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。 <input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。

	<input type="checkbox"/> おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる。 <input type="checkbox"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。
身体	<input type="checkbox"/> あざやかすり傷がある(聞くと「転んだなどと説明する等」)。
持ち物	<input type="checkbox"/> 持ち物等に落書きや汚れ、破損等が見られる。 <input type="checkbox"/> 見た覚えのない品物を持っている、大切にしていた物がなくなる。 <input type="checkbox"/> 刃物などを持ち歩くようになった。
服装	<input type="checkbox"/> 服が破れていたり、汚れたりしている(その理由を言いたがらない等)。
その他	<input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに連絡が頻繁に入るが出ない。 <input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する。不安な顔をする。

2 誰にでも相談ができるような学校に

- (1) シャボテン等を活用し、いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- (2) いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- (3) いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- (4) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

3 いじめの早期解決のために

- (1) 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- (2) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- (3) いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめをすぐに止めさせる。
- (4) いじめることが、相手を深く傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- (5) いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (6) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 いじめへの対処

- (1) いじめの疑いを把握した場合には、速やかにいじめ防止等対策委員会において対応方針を検討し、いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全安心を確保する。
- (2) いじめた児童に対しては、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて、警察や児童相談所、医療機関などの関係機関と連携を図りながら、適切な指導を行う。
- (3) いじめを重大事態化させないために、適切な対応を怠ればどんないじめも深刻化する可能性があるという危機意識と組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討する。

5 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐために取組について

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校

いじめ対策組織で判断することを徹底する。

- (2) 国も方針で定められている、いじめの解消の目安である 3 か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況などを共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談などによる結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

[札幌市いじめ防止等のための基本的な方針]

6 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎについて

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、いじめアセスメントシート(個人票・進捗管理用)に記入する。また、児童の進級、進学や転学にあたって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙(令和5年度分まで)、**シャボテン**のいじめアンケート結果は、定められた期間(3年間)保管・保存し、中学校に引き継ぐ。

7 インターネットのいじめの防止

- (1) インターネット上に誹謗中傷を書き込む等の行為は取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- (2) 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

第4章 いじめの対処の確認

1 事実関係の確実な把握といじめの認知

- (1) アセスメントシートを活用する。進級進学や転学の際は、次の学年・学校に確実に引き継ぐ。
- (2) 聞き取りを行う職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。
- (3) 関係するすべての児童に対して聞き取りを行う。その際は、いじめられた児童、情報を提供した児童を守ることを最優先とする。
- (4) 集約した情報は、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰を(誰と)、何を、どのように)を明確にした整理をし、関係する児童に再確認する。
- (5) 確認した事実関係に基づき、いじめ防止等対策委員会でいじめの認知判断をする。
- (6) 他校の児童との間のいじめについては、他校と連携して行う。
- (7) インターネット上の不適切な書込みなどは、事実関係を記録したうえで、**教育委員会に相談し、必要に応じて警察と連携を図りながら、削除の措置をとる。**
- (8) いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合、教育委員会と連携し、適切な援助を求める。また、命にかかわるなど緊急性が高い場合には、直ちに警察に通報する。

2 いじめられた児童の安全安心を確保

- (1) いじめられた児童から事実関係の聴取を行う際には、「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝え、自尊感情を損なわないよう配慮する。
- (2) いじめられた児童の心のケアが重要である。養護教諭、スクールカウンセラーなどと十分に相談しながら、気持ちを共感的に聞き取り、心のケアに努める。
- (3) 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- (4) いじめられた児童に希死念慮が生じるなど命の危険が心配される場合には、保護者と確認の上、専門機関と連携する。

3 いじめた児童への解決に向けた働きかけ

- (1) いじめた児童への指導・対応
 - いじめた事実だけでなく、いじめた児童の抱える問題にも目を向ける
 - いじめを受けた児童の苦しみを理解させ、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
 - いじめを受けた児童に心から謝罪できるようにし、人間関係の修復に努める。
- (2) 周りの児童への指導
 - いじめられた児童の苦しみを理解させ、はやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることが、いじめの深刻化につながることを改めて指導する。
 - いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

4 関係保護者との連携

- (1) いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに、把握した事実の概要を迅速に伝え、その後事実確認を速やかに行う。
- (2) いじめた児童の保護者には事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう協力を求め、保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめの認知に至らなかった場合でも、保護者と連携し学校と一体となって指導するよう努める。

5 関係機関、学校以外の施設等との連携

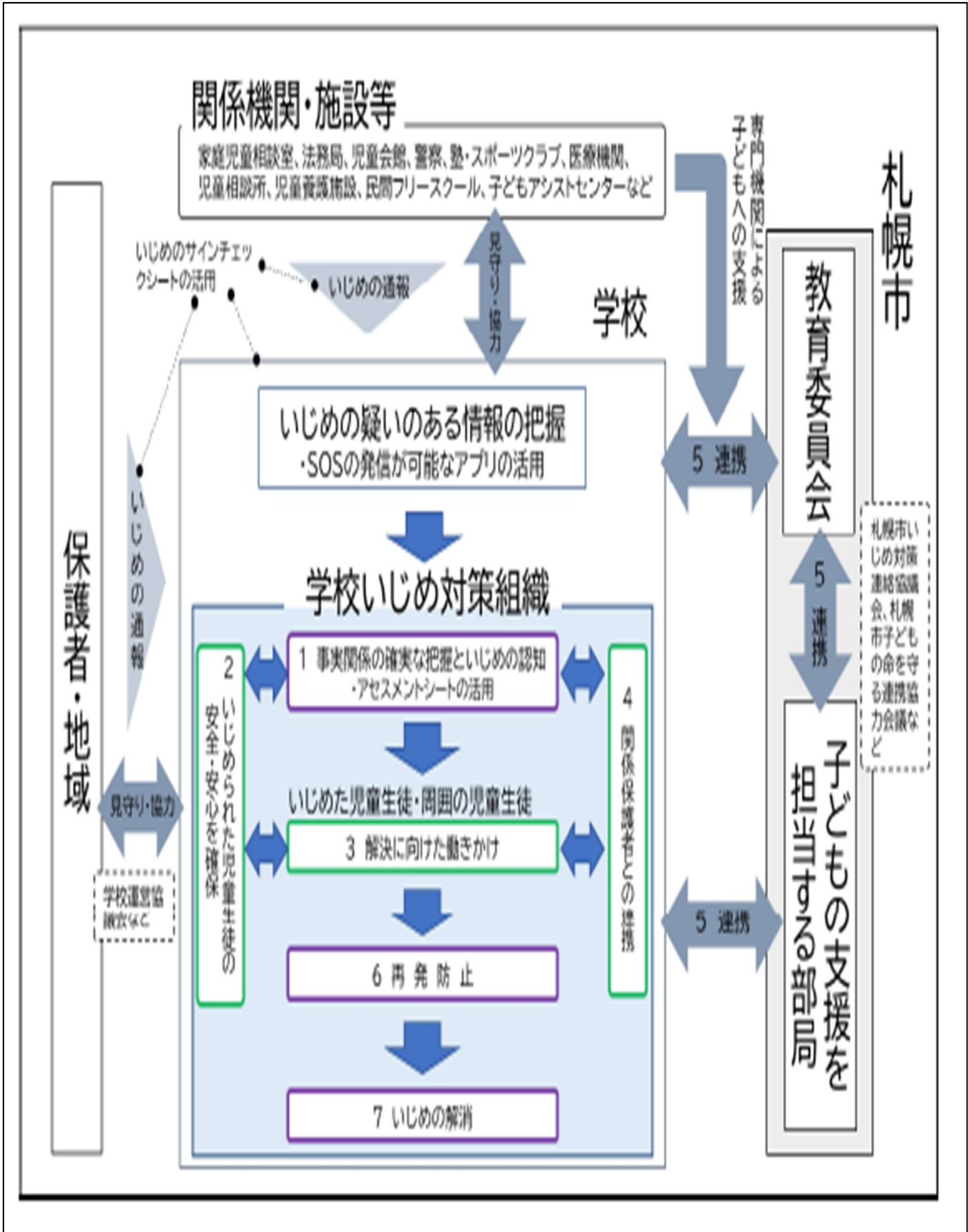
- (1) いじめを把握した際は、軽微なものを除き教育委員会に報告する。
- (2) いじめの対処の見通しが立たない場合、長期化しそうな場合は、教育委員会と対応を協議する。
- (3) 犯罪行為や深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめは、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもがかかわる施設等と連携する。
- (4) 塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でのいじめの場合、可能な限り関係者と連携を図る。

6 再発防止

- (1) 児童のプライバシーに十分配慮し、学級学年指導を行い、認め合う人間関係を構築する。
- (2) いじめが解決したと思われる後も、児童の様子を把握し必要な対応をする。また、再発防止に向けて、関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- (3) いじめ解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを行い、児童・保護者等の面談を通じて、心身の苦痛を感じていないか継続的に確認する。加害児童の保護者に対しても、学校での状況を共有し、指導と見守りを行う。

7 いじめの解消

- (1) いじめの解消の定義は、第3章5番に記載のとおり。
- (2) いじめが解消している状態とは、あくまで一つの段階にすぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、継続的に被害児童・加害児童の見守りを行う。
- (3) 被害児童がいじめにより心的に不安定になっている場合には、いじめが解消していても、継続して十分な注意を払う。
- (4) いじめの問題を乗り越えた状態とは、謝罪やストレスなどの問題の除去などを経て、双方の当事者や周りの者全員が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成させる。
- (5) いじめの解消の判断は、いじめ防止等対策委員会で行う。



札幌市いじめ防止等のための基本的な方針（第4条「市立学校におけるいじめへの対処の確認」）より

第5章 いじめ防止のための組織

1 いじめ防止等対策委員会

- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめの防止などにかかわるすべての取組は、校長の監督の下で行う。
- (2) 構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、学びの支援部（特別支援教育コーディネーター）、スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカーとする。必要に応じて、弁護士、医師、警察関係者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。
- (3) いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織が速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。また、その場合は定例の会議で再度確認する。
- (4) 校長が不在時は、教頭がその任に代わり、会議を開催する。教頭不在の場合は学びの支援部長がその任に代わり行う。校長不在時の対応は、責任者である校長の決裁を得ることとする。
- (5) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合は、会議日以外に個別に意見を求めることとする。
- (6) いじめ防止等対策委員会の開催については、次のとおりとする。
 - 会議の開催予定は、「生徒指導年間計画」に位置付け、定例の会議を月に1～2回開催する。SCの来校日に合わせるなど、できる限りSC・SSWも同席するようにする。
 - 毎月の会議において、いじめの解消や件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
 - いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談などの内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。
 - いじめ防止等対策委員会の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

2 教育委員会をはじめとする関係機関との連携

- (1) スクールカウンセラーや特別支援巡回相談員、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制を構築し、いじめの問題解決にあたる。
- (2) いじめを把握した場合は、速やかにその状況を教育委員会に報告するとともに、指導、助言を受け、その解決にあたる。また、出席停止措置の対応が必要な場合やいじめに関わる重大な事態発生時の対応等は、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。
- (3) 必要に応じて、警察や法務局等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- (4) 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願う。
- (5) いじめに関する電話相談窓口等を児童、保護者に周知しその活用を積極的に働きかける。

<電話での相談窓口>

- いじめ電話相談（少年相談室）（24 時間） 0120-127-830
- 全国統一の教育相談ダイヤル（24 時間） 0570-078-310（ナビダイヤル）
- いのちの電話 011-231-4343（24 時間） 0570-783-556（ナビダイヤル）
- 子どもアシストセンター 0120-66-3783（子ども専用電話）／011-211-3783（大人用）
- 札幌市児童相談所 011-622-8630 ○子ども安心ホットライン 011-622-0010
- 子ども人権110番 0120-007-110 ○チャイルドライン 0120-99-7777

<メールでの相談窓口>

- 子どもアシストセンター assist@city.sapporo.jp

第6章 いじめ防止基本方針の点検・評価

1 いじめ防止基本方針の定期的な検証

学校安全計画に「いじめ防止」「命を大切にする指導」を位置付けるとともに、PDCA サイクル(学校評価)に項目を設けて、評価を行う。

2 いじめ防止基本方針の公開

年度初めに児童に説明し、PTAや地域の会合等でいじめ防止基本方針に触れたり、学校ホームページに掲載したりして、児童、保護者や地域関係者に理解と支援を求める。

3 学校の取組の評価について

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止などの取組に関する項目を位置付ける。
- (2) 学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善につなげる。

第7章 重大事態・緊急事態への対応

1 重大事態発生時の対応

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」及び「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」に従って対応する。

【重大事態とは】

①児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には次のようなケースなどが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

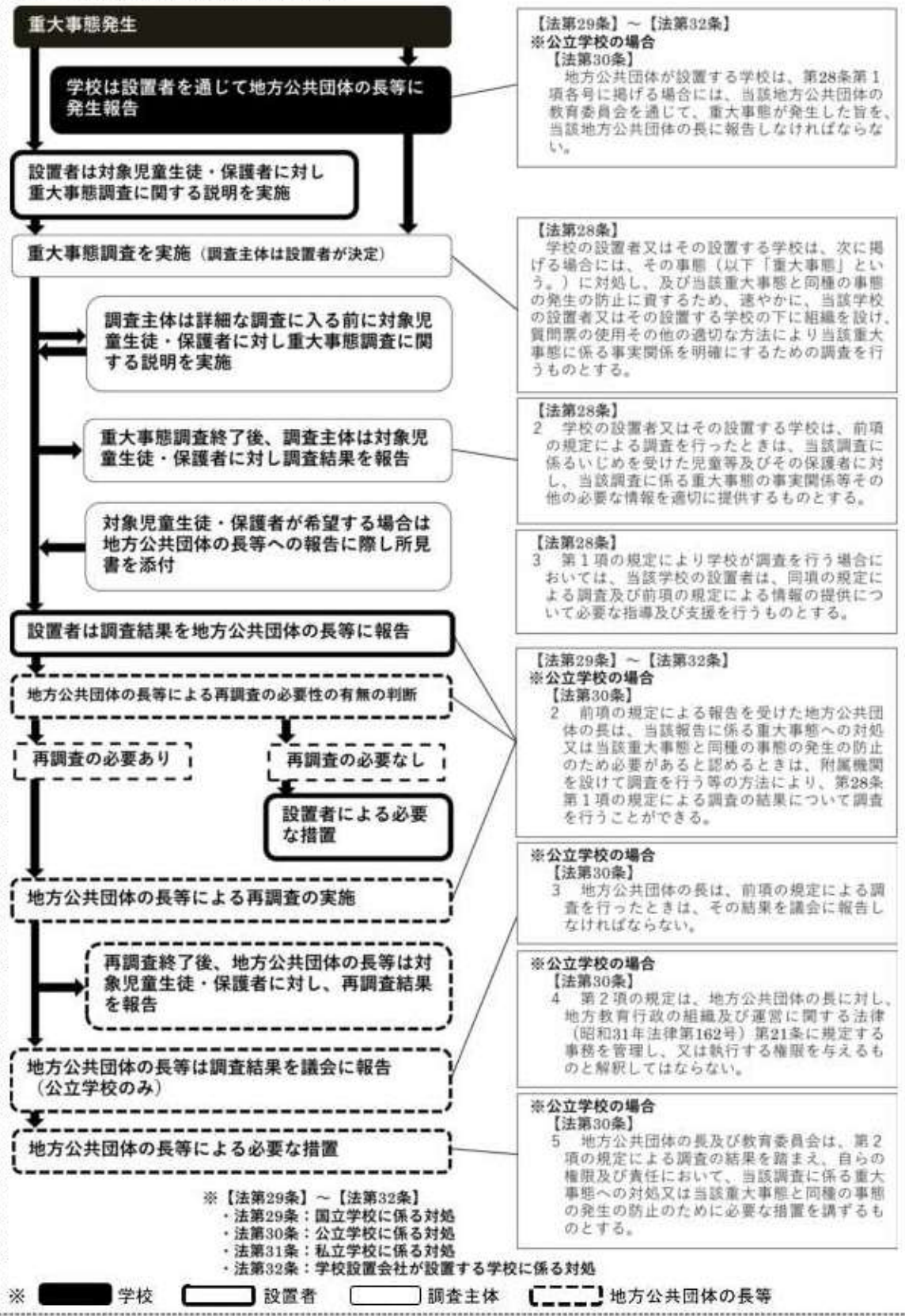
2 発生時の対応

- (1) 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 保護者から申立てがあった際は、重大事態が発生したのものとして、報告・調査にあたる。
その際は学校と保護者との情報共有を図るため、申立書を記入していただく。
- (3) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は、直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。
- (4) 当該事案に対処するための組織を設置し、いじめられた児童からの聴き取りをはじめ、質問紙調査の使用やその他適切な方法により、児童の心情に配慮しつつ事実関係を明確にするための調査を行う。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) いじめを受けた児童・保護者に対し、調査結果から事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- (6) 対応手順については、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」に従う。
- (7) 重大事態にあたるものの、本人・保護者が重大事態としての扱いを望まない場合でも、今後の学校のいじめ防止対策のため、事実確認や指導は丁寧に行う。

3 調査報告書の作成と調査結果の報告について

- (1) 調査報告書は、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、ガイドラインを参考にして作成する。
- (2) 調査報告書に基づく対象児童・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った児童・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。
- (3) 対象児童・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。
- (4) 対象児童・保護者から地震に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行う。調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝える。

＜一般的な重大事態調査の流れ＞



※文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より

第8章 関係法令・通知・資料

1 教育基本法

(1) 教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(2) 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規則を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(3) 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校教育法

(1) 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返す等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 いじめ防止対策推進法

(1) 第1章 総則(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

(1) 安心して生きる権利

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- ①命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- ②愛情をもって育まれること。
- ③いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。

- ④障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- ⑤自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- ⑥気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(2) 自分らしく生きる権利

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- ①かけがえのない自分を大切にすること。
- ②個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ③自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- ④プライバシーが守られること。

(3) いじめの防止

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

5 文部科学省いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）

【本ガイドラインの目的と位置付けより抜粋】

- 重大事態調査の実施に当たっては、様々な制約を伴うこともあり、学校の設置者及び学校は、そのような中で詳細な事実関係を確認し、学校が当該重大事態や対象児童生徒の支援にどのように取り組めばよいか、同様の事態を二度と発生させないためにどのような対策が必要かといったことについて検討していくことが求められます。
- 本ガイドラインは、重大事態調査を行う各学校の設置者及び学校並びに調査に関わる調査委員等が法や基本方針の趣旨を踏まえつつ、円滑かつ適切に調査を行えるよう、文部科学省において、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえつつ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて、調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものです。
- 各学校の設置者及び学校は、本ガイドラインの内容を踏まえて調査に当たっていただきたいと思いますが、重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、調査組織の判断の下、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではありません。
- なお、令和5年4月、こどもの権利利益の擁護や意見表明などについて規定されたこども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、また、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもやその家庭に関する施策を推進するこども家庭庁が設置されたところであり、本ガイドラインは、こども基本法の理念を踏まえるとともに、こども家庭庁との協議を経て作成されています。その他、警察庁、個人情報保護委員会等関係省庁との協議を経て作成しています。

白石小学校 いじめ対応フローチャート

【未然防止の取組】

- 学校・家庭・地域の児童の様子見守りと児童理解
- 道徳教育
- 職員の研修
- 教師との信頼関係を構築しSOSを出しやすくする
- 自己肯定感を高める取組
- 互いに認め合い居場所を感じられ、いじめを許さない学級・学年経営 …など

【早期発見】

- 本人からいじめの訴えやシャボテンログ、アンケート調査
- 家庭、地域・関係機関からの連絡などによる、いじめの可能性の把握

学年・いじめ防止等対策委員会への報告

いじめの事実確認（聞き取り）

確認できた

確認できなかった

情報収集（子ども、保護者、教師）

いじめの防止指導、事後経過観察

情報の共有

いじめ防止等対策委員会の開催

いじめ認知・対応の方針、役割分担
※重大事態に当てはまるかの確認

いじめを受けた
子ども・保護者への支援

いじめを行った
子ども・保護者への指導・助言

教育委員会、警察署、医療機
関などの関係機関との連携

※重大事態であれば
ガイドラインに従い
対応を開始

いじめの継続有無の確認（3か月間）

本人・保護者との定期的なつながり

いじめの防止指導、事後経過観察

いじめ防止等対策委員会の定期開催

対応の方針見直し、役割分担の確認、いじめの解消の確認

発生から3か月

いじめ解消・引き続き経過観察へ

警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和7年(2025年)

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ~いじめに対する措置~

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

名誉毀損、侮辱 <small>(刑法第 230 条) (刑法第 231 条)</small>	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 <small>(刑法第 202 条)</small>	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 <small>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)</small>	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) <small>(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)</small>	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
<ul style="list-style-type: none"> ○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行います、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 学校のいじめ問題に関する相談窓口は、教頭です。また、担任外の他、担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
 - 学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。
- ※連絡先 011-861-9265 (白石小学校)



[参考]『学校いじめ防止基本方針』（学校ホームページ参照）

あれ？もしかして、いじめかも…



校区の学校へご相談を！

子どもから言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中にいつもとは違った表情や態度、行動などが現れます。たくさんの目で見守ることで、子どもの小さな変化にいち早く気づき、不安や悩みを取り除くことができるよう、ご協力をお願いします。

本人の様子

- 元気がなく落ち込んでいる
- 視線を合わせず、おどおどしている
- 表情が暗く、硬い
- 沈み込んだり泣いたり情緒不安定である
- 登校を嫌がるそぶりが見られる
- 傷やあざ、鼻血を出した跡がある
- 大人に何かを訴えたような態度をとる
- 服が汚れたり破れたりしている

地域で

友達と関わる様子

- 仲間に入れず一人でぼつんとしている
- 他の子どもに冷やかされたり、悪口を言われたりする様子が見られる
- 他の子どもに指示されたり、威嚇されたりする様子が見られる
- おに遊びで常におにになるなど、遊びの中で不自然な状況が見られる
- 集団対一人の構図が見られる

家庭で

- 朝腹痛や頭痛を訴え登校を渋る
- 必要以上のお金を欲しがる
- 食欲がなくなる
- 寝付きが悪くなったり、寝不足が続いたりする
- 自分の部屋に閉じこもり、遊びに行かなくなる
- 学校や友達のことを話したがない
- 些細なことでイライラしたり、物に当たったりする
- 突然連絡が来て外出する